

第4章 空間配置

1 居住空間の管理

- (1) 居住空間の区画を整理し、通路を確保します。
 - ア 居室内の世帯境界は、明確に区分します。
 - イ 居室内の通路は、各世帯の区画が必ず1箇所は面する形で設定します。
- (2) 落ち着いてきたら、個人のプライバシー保護を考慮します。
 - ア 避難所内の運営が軌道に乗ったら、パーティションや段ボールなどで、世帯の空間を保護します。
- (3) 避難者の減少に伴って、居室の移動、班の再編成などを行います。
 - ア 居室の移動等については、避難所運営会議で決定します。
 - イ 混乱を防ぐため、避難者全員に周知徹底を図るとともに、決定から実行までの準備期間を置きます。
- (4) 復興が進むと学校が再開されます。
 - ア 学校と避難所の共存を図ります。

2 共有空間の管理

- (1) 避難所には居住空間のほかにも、避難者が共同で使用する空間が必要となります。

運営本部室

- ・被災直後は、避難所施設の事務室(学校の場合には職員室など)の一部を避難所運営本部として、施設管理者と調整しながら使用します。
- ・状況が落ち着いてきたら、施設運営と避難所運営を独立させるために、別に部屋を確保します。

情報掲示板

- ・避難者に伝えるべき情報を掲示します。多くの避難者や在宅被災者が、見やすい位置に設置します。

仮設電話

- ・NTTでは、災害時に仮設無料電話を避難所に設置します。
- ・共有性が高く、居住空間から離れた場所に設置します。
- ・使用に際しては、ルール(長電話、深夜使用の禁止など)を設けます。

物資置き場

- ・ 救援物資などを収納、管理するために必要です。特に食糧の管理場所については、注意が必要です。

食糧・物資配給所

- ・ 天候に左右されない屋内か、屋外の場合はテントの設営が望ましい。

調理室

- ・ 調理室がある場合は、炊き出しや自炊のために使用しますが、火気の使用には注意をします。

医務室

- ・ 施設の医務室などを利用して、応急の医療活動ができるような空間を作ります。

休養・介護室

- ・ 傷病者や高齢者専用の部屋を設けます。日当たりや換気なども考慮します。医務室に近く、静寂を保てる場所が良い。

更衣室

- ・ プライバシーを保護するのが困難な避難生活では、着替えのための空間を確保する必要があります。

給水場

- ・ 水の運搬が容易で、漏水や清潔の保持を考慮して、1 階の室内に設置するのが望ましい。

ペット飼育場

- ・ 鳴き声や臭いが避難者の迷惑にならない場所に確保します。

洗濯場・物干し場

- ・ 生活用水を確保しやすい、共同で使用できる場所を確保します。

風 呂

- ・原則として屋外に設置します。

仮 設 ト イ レ

- ・原則として屋外に設置し、居住空間に臭気が流れ込むことがない場所を選定します。

ご み 集 積 所

- ・ごみ収集車の作業がしやすい場所で、分別収集を原則とします。

喫 煙 所

- ・居住空間は禁煙とし、居住空間に煙や臭いが流入しない場所を選定し、灰皿や水を配置する。

駐 車 場

- ・原則として、避難所敷地内への駐車は禁止します。
- ・避難所が狭隘で、一時的に車に寝泊りしなければならない場合は、食糧・物資運搬車や緊急車両の通行を妨げることのない場所に駐車させます。

(2) 避難者が減少し、空間に余裕が生まれたら、避難者の希望に応じて次のような空間を設けても良い。設置にあたっては、施設管理者と協議します。

食 堂

- ・衛生面を考慮すると、居住と食事の空間は区分することが望ましいので、余裕ができれば分離する。

子 供 学 習 室

- ・昼間は子供たちの遊び場として、夜間は中高生の学習のために使用します。

娯 楽 ・ 談 話 室

- ・消灯時間の制限を緩和し、比較的自由に使用できるスペースとします。